

佐賀県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月十二日から平成二十二年十月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前 の別	幅員 メートル
一般国道 二〇七号	鹿島市大字飯田字江福搦甲四 五五〇番一地先から 藤津郡太良町大字伊福字箱崎 甲三四八三番一地先まで	後	四八・一 九・六
	鹿島市大字飯田字江福搦甲四 五五〇番一地先から 藤津郡太良町大字伊福字箱崎 甲三四八三番一地先まで	前	三〇・六 八・三
		延長 メートル	一九五・四
			二〇六・一